

## 決 定 要 旨

被 審 人（住 所） 大阪府  
（氏 名） A

上記被審人に対する平成29年度（判）第23号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1007万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成30年5月21日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成30年3月19日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、保証業務、不動産の賃貸借における賃料債務等の立替払い等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されているあんしん保証株式会社（以下「あんしん保証」という。）の役員であるBから、同人が、その職務に関し知った、あんしん保証の業務執行を決定する機関が、イオンクレジットサービス株式会社等との業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を、遅くとも平成28年7月上旬頃までに受けながら、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成28年7月29日午後3時より前の同年7月12日から同月29日午前9時31分頃までの間、C証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、あんしん保証株式合計2万4000株を買付価額合計2952万5500円で買い付けたものである。

(別紙2)

## 2 法令の適用

法第175条第1項第2号、第166条第3項前段、第1項第1号、第2項第1号ヨ、第176条第2項、金融商品取引法施行令第28条第1号

## 3 課徴金の計算の基礎

別紙1に掲げる事実につき

- (1) 法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格(1,650円)に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(1,650円×24,000株)

- － (1,150円×3,300株+1,151円×600株+1,170円×100株+1,177円×500株  
+1,178円×700株+1,179円×100株+1,180円×5,400株+1,250円×900株  
+1,251円×200株+1,252円×900株+1,260円×100株+1,269円×600株  
+1,270円×1,000株+1,271円×1,500株+1,275円×1,000株+1,281円×200株  
+1,282円×100株+1,284円×100株+1,286円×100株+1,287円×100株  
+1,288円×200株+1,289円×100株+1,290円×2,100株+1,294円×600株  
+1,295円×2,000株+1,296円×400株+1,297円×100株+1,298円×100株  
+1,299円×900株)

= 10,074,500円

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、10,070,000円となる。